同一労働同一賃金のための職務分析ツール 大学業務基準表の活用について

同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)とパートタイム労働者・ 有期雇用労働者との間の不合理な待遇の差をなくし、どのような雇用形態を選択して も待遇に納得して働き続けることができるよう、パートタイム・有期雇用労働法が 2020年4月1日に施行されました。

この中で、裁判の際、不合理な待遇かどうかの判断基準として「均衡待遇規定」「均等待遇規定」が法整備されました。

均衡待遇規定 <法第8条> (不合理な待遇差の禁止)

- ①職務内容(業務の内容+責任の程度) 、②職務内容・配置の変更の範囲、
- ③その他の事情を考慮して不合理な待遇差を禁止するもの

均等待遇規定 <法第9条> (差別的な取り扱いの禁止)

①職務内容(業務の内容+責任の程度)、②職務内容・配置の変更の範囲、 が同じ場合は、差別的な取り扱いを禁止する。

ACPA大学業務基準表の構成

大学業務基準表は、大学全体の業務項目体系と職員の雇用区分および役職に応じた業務役割を定義しており、自学の業務項目を洗い出し、再構成するためのベンチマークとして活用可能できます。自学業務項目にカスタマイズすることで、職員属性(雇用区分と役職)ごとに求める業務役割を明確化するとともに、担当者ごとの現状の業務役割状況を示すことができます。

ניבׁינוּל	С	・ 本項目 (多項信息)	事生 (6里沿出)	1	Tate At			i		ı –	- j		k			ii			19		I
	640			スキル内台		本 行程用の収益を 目を					es)		Г	TERMINO							
							24	される ベル (型)			対応すべき 職者医分			,	*******			現金の計画を扱い			
						# # E		M III	H K	人以政治	B	* # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	20.64.0	事性	:		£	A 2 2 2			
人事	旁應			人事制度の企治と制度の運用、最美が治の作成と採用・		ī	_		_	_	_		-	ï				_			Ť
				東京 記載させ、4年、万存させ、42円次、万文大学でい 中の18日間登録を開催する。	Г					7				Ш.				1			
	070 £4 2	単・支払	業務体			業務役割(目標)						Ш			現状分析						
		050 亜鉛素・放表				Ē	2	3	3	0	0	0	0	4	6 M	11	4	I	0	0	
			010 触度	制度改正に確定し、それに伴って発生する位程変更に対応 することができる。	2		Г	П		Г	П	0	Г	ı	Г		V	П	Т	0	ı
			020 運搬改定	運賃収支司に見出する処理に対応することができる。	1	1	ľ	-	-		0	7	0	V	1	1			0		Ì
			030 校務市選	を推定到し、書面上の不審確認を含む的確な処理を行うこ とができる。	2		-	-		ō			0	1	V	-			0	0	ı
			040 委任政策補給金	唯作式更を的確に支持することができる。	1		Г		П	0	П	Т	0	V	Г	Г	П		5	П	
			050 遊覧県・政党等管理 の政策	通動費・設費等の管理の影響を行い、改造ができる。	3							0				V	v			0	
		(80 飲与計事物理					2	3	3	0	0	0	0	2	6	自本	*		0	0	ı
			010 月餐館4	文泉基連資料の収集・預書ができる。617 製料産債額のか 成・様正ができる。	1						0		0	V	_				0		
			020 各類手当(高遊分)	計算情報設定、計算、確認ができる。	1					Г	0	Т	0	V		Г			0	П	
			030 名用表具(令行後)数	軍用を申款禁事を増的などと思うし合わせて研禁し、必要 に応じて致当部門への内を確認、85元素条約門との経営が	2	1	-			-		0	Ī	1	V	-				0	ı
			040 人件类妖策、妄発	を責託員が門からの住地に応じ、社会などの関連を確を理 際したりまで、数異人無意が高ができる。	2						0		Г		V					0	

■ 運営ステップ



■ 学内展開

トライアル フェーズ (*1)

全学実施 フェーズ

(*1)職員人事部門が先行実施し、職員属性(雇用区分、役職区分)ごとに求める業務役割定義の確定(ステップ1)と学内規定等の整理(ステップ5)を行い、業務役割定義の学内共有化を図ります。また、自学業務項目のカスタマイズ(ステップ4)を通じて、編集ルール(業務粒度、体系化方法など)を決めて、全学実施フェーズに適用します。



特定非営利活動法人 実務能力認定機構 (ACPA)